

## はじめに

- いわゆる「災害ケースマネジメント」については、2005年にハリケーン・カトリーナで甚大な被害を受けたアメリカ合衆国において、被災者支援のため、初めて実施されたとされています。
- 我が国では、2011年（平成23年）に発生した東日本大震災により、5万を超える世帯が大規模半壊以上の被害を受けた宮城県仙台市において、初めて災害ケースマネジメントが本格的に導入されました。

当初、仙台市では、応急仮設住宅の入居者に対し、書面によるアンケート調査を実施し、被災世帯の課題把握に努めたものの、書面調査のみでは、被災者が抱える生活の再建に向けた詳細な課題を掴むことができませんでした。

このため、各世帯への個別訪問等を実施し、被災者の課題を関係各所と共有して、連携して対応することにより、早期の生活再建を進めていきました。
- こうした東日本大震災の経験等を踏まえ、2016年（平成28年）に発生した熊本地震により被災した熊本県では、被災者が、生活再建に向けて安心した日常生活を送ることができるよう、見守りや健康・生活支援、地域交流の促進等の総合的な支援を行う「地域支え合いセンター」を県内の被災市町村に設置し、被災者の個々の相談やお困りごとに対応しようとする取組を全県的に展開しました。
- また、同年に発生した平成28年鳥取県中部地震の被災者支援を目的として、鳥取県では、全国で初めて、「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」において、災害ケースマネジメントに係る体制構築や被災者の生活復興支援を行う旨を明記するとともに、2021年（令和3年）4月には、全国に先駆けて鳥取県災害福祉支援センターを設置し、災害時に備えた平時からの福祉支援活動への体制整備を進めています。
- 内閣府では、こうした地方公共団体における取組の広がりを踏まえ、防災基本計画において、2021年（令和3年）5月に、「国及び地方公共団体は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。」との記載を追加しました。
- 2021年度（令和3年度）には、このような災害ケースマネジメントの取組を一層推進するため、「令和3年度災害ケースマネジメントに関する取組事例調査業務」として、全国的な災害ケースマネジメントの取組状況を調査するとともに、地方公共団体における先進的な取組事例を収集しました。

更に、これらの収集した情報・事例を基に、有識者にも意見を伺いながら、事例集として盛り込むべき観点や項目を整理した上で、この調査業務の成果として本事例集を作成しました。

※なお、当該取組状況調査及び本事例集では、災害ケースマネジメントを「被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の生活再建が進むようマネジメントする取組」と整理しております。
- 被災者支援の一層の充実の観点から、本事例集が地方公共団体における災害ケースマネジメントの実践の参考となれば幸いです。